

平成 30 年度等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（平成 30 年 4 月 1 日現在）における等級及び職制上の段階ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 主事，技師の職務 2 主事補，技師補の職務	29	6.5	主事補	5	5	1.1	補主事級
				主事	24			
2 級	1 困難な業務を処理する主事の職務 2 困難な業務を処理する技師の職務	52	11.7	主事	46	76	17.1	主事級
				技師	3			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	保育士(主事)	2	53	12.0	主任級
				保育教諭(主事)	1			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	主任	31	150	33.8	係長級
				保育士(主任)	10			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	保育教諭(主任)	8	150	33.8	係長級
				栄養士(主任)	1			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	教諭(主任)	3	150	33.8	係長級
				係長	38			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	室長	1	150	33.8	係長級
				主幹	93			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	保育士(主幹)	4	150	33.8	係長級
				保育教諭(主幹)	4			
3 級	1 係(室，所，センター(係長級))長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	203	45.8	栄養士(主幹)	1	150	33.8	係長級
				教諭(主幹)	9			
4 級	1 課(室，所，センター，館)長補佐の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務 4 監査委員事務局次長の職務 5 主査の職務	99	22.3	課長補佐	17	99	22.3	課長補佐級
				所長補佐	1			
4 級	1 課(室，所，センター，館)長補佐の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務 4 監査委員事務局次長の職務 5 主査の職務	99	22.3	館長補佐	1	99	22.3	課長補佐級
				議会事務局次長	1			
4 級	1 課(室，所，センター，館)長補佐の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務 4 監査委員事務局次長の職務 5 主査の職務	99	22.3	主査	57	99	22.3	課長補佐級
				保育士(主査)	7			
4 級	1 課(室，所，センター，館)長補佐の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務 4 監査委員事務局次長の職務 5 主査の職務	99	22.3	保育教諭(主査)	7	99	22.3	課長補佐級
				司書(主査)	2			
4 級	1 課(室，所，センター，館)長補佐の職務 2 議会事務局次長の職務 3 農業委員会事務局次長の職務 4 監査委員事務局次長の職務 5 主査の職務	99	22.3	教諭(主査)	6	99	22.3	課長補佐級
				課長	33			
5 級	1 課(室，所，センター，館)長の職務 2 農業委員会事務局長の職務 3 監査委員事務局長の職務 4 副参事の職務	44	9.9	室長	1	44	9.9	課長級
				所長	1			
5 級	1 課(室，所，センター，館)長の職務 2 農業委員会事務局長の職務 3 監査委員事務局長の職務 4 副参事の職務	44	9.9	センター長	1	44	9.9	課長級
				農業委員会事務局長	1			
5 級	1 課(室，所，センター，館)長の職務 2 農業委員会事務局長の職務 3 監査委員事務局長の職務 4 副参事の職務	44	9.9	監査委員事務局長	1	44	9.9	課長級
				副参事	6			
6 級	1 参事の職務 2 部次長の職務 3 支所統括の職務	8	1.8	参事	2	6	1.8	次長級
				次長	2			
6 級	1 参事の職務 2 部次長の職務 3 支所統括の職務	8	1.8	統括	3	6	1.8	次長級
				社会教育主事(6級)	1			
7 級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 教育次長の職務	9	2.0	部長	6	9	2.0	部長級
				議会事務局長	1			
7 級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 教育次長の職務	9	2.0	教育部長	1	9	2.0	部長級
				理事(部長)	1			
合計		440	100					

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	8	9.1	消防士	8	8	9.1	士消防
2級	消防副士長の職務	12	13.7	消防副士長	12	12	13.7	士消防副
3級	消防士長の職務	18	20.5	消防士長	18	18	20.5	士長消防
4級	消防司令補の職務	39	44.3	消防司令補 (係長) 消防司令補 (主幹)	23 16	39	44.3	係長級
5級	消防司令の職務	6	6.8	消防司令 (課長補佐) 消防司令 (副署長)	2 4	6	6.8	補佐課長級
6級	重要な職務を分掌する消防司令の職務	4	4.5	消防司令 (課長) 消防司令 (署長)	2 2	4	4.5	課長級
7級	消防司令長	1	1.1	消防長司令長 (消防長)	1	1	1.1	部長級
合計		88	100					

3 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
2級	保健師又は看護師の職務	5	45.5	保健師	5	5	45.5	—
3級	困難な業務を処理する保健師の職務	5	45.5	保健師	5	5	45.5	—
4級	特に困難な業務を処理する保健師の職務	1	9.0	保健師	1	1	9.0	—
合計		11	100					

4 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 自動車運転手の職務 2 調理師の職務 3 技手の職務 4 用務員の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
2級	1 困難な業務を行う自動車運転手の職務 2 困難な業務を行う調理師の職務 3 困難な業務を行う技手の職務 4 困難な業務を行う用務員の職務	3	8.3	調理師 技手 用務員	1 1 1	3	8.3	—
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする技手の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする用務員の職務	1	2.8	調理師	1	1	2.8	—
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする技手の職務 4 高度の技能又は経験を必要とする用務員の職務	19	52.8	自動車運転手 調理師 技手 用務員	2 11 4 2	19	52.8	—
5級	1 特に高度の技能又は豊富な経験を必要とする自動車運転手の職務 2 特に高度の技能又は豊富な経験を必要とする調理師の職務 3 特に高度の技能又は豊富な経験を必要とする技手の職務 4 特に高度の技能又は豊富な経験を必要とする用務員の職務	13	36.1	自動車運転手 調理師 技手	4 5 4	13	36.1	—
合計		36	100					

5 企業職給料表 (1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 主事補又は技師補の職務	1	5.6	主事補	1	1	5.6	補主事級
				—	—			—
2級	1 困難な業務を処理する主事の職務 2 困難な業務を処理する技師の職務	1	5.6	技師	1	1	5.6	主事級
3級	1 係長の職務 2 主幹の職務 3 主任の職務	6	33.3	主任	1	1	5.6	主任級
				係長 主幹	2 3			5
4級	1 課長補佐の職務 2 主査の職務	7	38.8	課長補佐 主査	3 4	6	38.8	補佐課長級
5級	1 課長の職務 2 副参事の職務	2	11.1	課長	2	2	11.1	課長級
6級	1 参事の職務 2 部次長の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	次長級
7級	1 部長の職務 2 議会事務局長の職務 3 教育次長の職務	1	5.6	部長	1	1	5.6	部長級
合計		18	100					

6 企業職給料表 (2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技手の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
2級	困難な業務を行う技手の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
3級	相当の技能又は経験を必要とする技手の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
4級	高度の技能又は経験を必要とする技手の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
5級	特に高度の技能又は豊富な経験を必要とする技手の職務	—	0.0	—	—	—	0.0	—
合計		—	—					